

#4

MADBのデータは
自由に使ってもいいの？



#4 MADBのデータは自由に使ってもいいの？

多くのデータ同様、MADBのデータも他のデータと組み合わせて利用することがあると思います。そこで、MADBを含め様々なデータの利用に際して注意すべき点を著作権に関してみていきましょう。

なお、著作権の他にも、他人のデータベースやデータセットを利用する場合に法律的な観点から気を付けるべき点が存在している場合があります。学習や学術研究の範囲でデータを扱っている場合には適用を受けないことが多いですが、気になる場合は調べたり専門機関・専門家に相談したりしてみましょう。



1. データをダウンロードしたり、改変すると著作権侵害になる？

1.01 原則：他人の著作物は、無断で利用すると著作権侵害になります。

※あくまで原則なので、例外もあります。

1.02 「著作物」でないもの「利用」に当たらない行為などは問題ない、という点もやや重要です。

1.03 データサイエンスの授業との関係で考える要注意ケース

要注意ケース1：情報解析に該当しない利用をしようとしている

要注意ケース2：データの内容が著作物(画像、文章など)

要注意ケース1と2両方に該当する場合は特に要注意です。

2. 著作物とは

2.01 著作物は、「思想や感情の創作的な表現」を指すというのが一般的な定義です。

2.02 この定義で言う「創作的」というのは独創性とか、高い美的価値などではなく、非常に創作性が低いレベルの表現、作品でも著作物とされることがあります。誰かが気軽にとった写真とか、ネットに投稿したつぶやきなどであっても、著作物とされる可能性があります。

2.03 「表現」はわかりやすいところでは、言語による表現であれば字句の選択のような外形的な要素も指しています。ただ、それだけを指しているわけではなく、文章の構成や内容の取捨選択なども表現の一種とみなされることがあります。つまり「他人の文章でもちょっと言葉をおき換えればもう別の著作物だから、何をしても著作権侵害にならない」となるとは限らない点に注意が必要です。

3. 利用とは

3.01 コピー、改変、ネットでの公開、公の上映や上演などを指します。

4. データと著作権

4.01 MADBに収納されているデータはメタデータと呼ばれるような情報です。作品そのものや作品の内容ではなく、作品についての、公開年月日とか、出版者名などのデータです。

4.02 一般的にメタデータは著作物に該当しない場合が多いです。データの多くは思想や感情の表現ではなく、事実そのものであったり、表現であっても創作的な表現ではなかったりするためです。そこで、データを勝手にコピーしたり、改変したとしても、著作権侵害になることは稀です。

4.03 そこで、MADBのデータの大半は自由に使っても著作権侵害にならないでしょう。ただ、あえて言えば作品のタイトルには、長くて、十分に個性が感じられて、それだけで(中身などは関係なく)著作物と見なせるものがあるかも知れません。

5. オープンデータと著作権

- 5.01 データの中には著作物にあたるものもあります。また、MADBに収納されている個々のデータはおおよそ著作物ではないと上に述べましたが、データの取捨選択・配列やデータベースの構成など、個々のデータ項目とは別の側面について著作権が認められることがあります。データセット、データベースを利用する時にはその点にも注意が必要な場合があります。
- 5.02 オープンデータは、改変や商業利用を含め多様な利用を誰でもできるように許諾しており、利用の条件も一定範囲のものに限られているようなデータを指します。データセットが著作物であっても、このような許諾がついたオープンデータならかなりいろいろな使い方ができます。
- 5.03 MADBも、こうしたオープンデータの一つです。具体的には、政府標準利用規約(第2.0版)と呼ばれる利用規約の対象になっています。この規約では、データの提供者の明記、改変した場合はその旨の明記、などの条件はあるものの、利用者や利用の用途などは制限がなく、誰でも、商業利用なども含めて利用できるようになっています。
- 5.04 文化庁はデータベースの構築主体ですから、データベースの構成やデータの取捨選択について創作性があれば、それについての著作権は文化庁の著作権になるでしょう。ですが、政府標準利用規約(第2.0版)に従っておけば、文化庁の著作権を侵害することにはなりません。
- 5.05 世界的にも、政府が保有するデータや作成するデータはこのようなオープンデータとして提供する動きが広がっています。データを公開した上で、誰にでも使えるように許諾を与えます。

